

# 市 職 員 の 給 与

市民のみなさんに市政へのご理解ご協力をいただくため、市では毎年市職員の給与などを公表しています。  
 なお、給与などの額は税・保険料などの各種控除前の額で、いわゆる手取額ではありません。  
 また、本市では、平成23年7月～平成27年3月に8～13%、平成27年4月～平成32年3月に4～9%、職員給料を減額しています。

問合せ 人事課

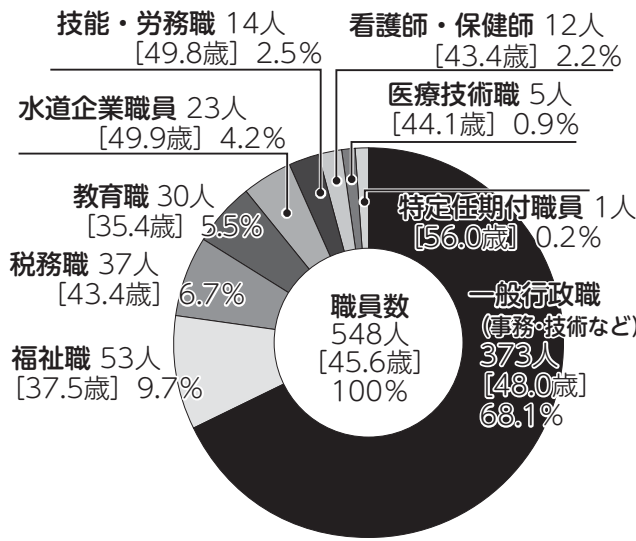
## 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 平成29年3月末日現在	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成28年度	100,767 人	57,936,158 千円	55,171 千円	5,206,281 千円	9.0%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含まれます。 (参考) 平成27年度人件費率9.1%

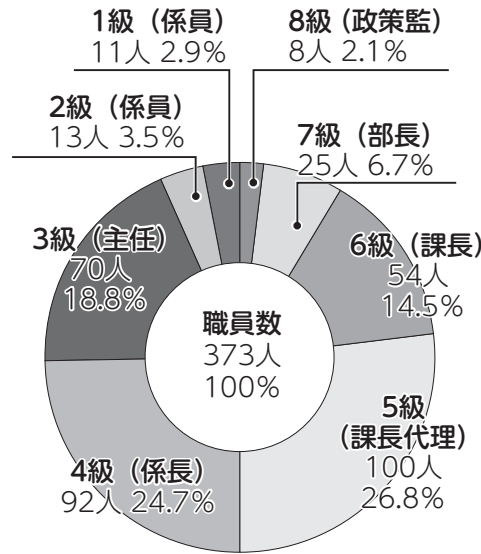
## 職員構成

(平成29年4月1日現在・[ ]は平均年齢)



## 一般行政職の級別職員数

(平成29年4月1日現在)



【注意】  
 ● 泉佐野市の給与条例に基づき給料表の級区分別職員数です。  
 ● ( )内は各級の代表的な職名です。  
 ● 1・2級は経験年数などにより区分されます。

## 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	おもな増減理由
	平成28年	平成29年		
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	
	総 務	91	95	4 事務事業・体制の見直し
	税 務	40	37	△3 事務事業・体制の見直し
	民 生	150	148	△2 事務事業・体制の見直し
	衛 生	33	42	9 権限移譲に伴う体制の見直し
	農林水産	14	13	△1 事務事業・体制の見直し
	商 工	10	11	1 事務事業・体制の見直し
	土 木	59	56	△3 事務事業・体制の見直し
	小 計	402	407	5
特 別 技 術 部 門	教 育	63	67	4 任期付教員 (小学校) の増員
	小 計	63	67	4
普 通 会 計 部 門	小 計	465	474	9
公 営 企 業 等	水 道	24	23	△1 事務事業・体制の見直し
	そ の 他	52	51	△1 事務事業・体制の見直し
	小 計	76	74	△2
合 計		541	548	7

## 給与を決める三原則

市職員の給与は、地方公務員法で定められた3つの原則を基準に、市の条例で定めています。

### ①職務給の原則

給与は「職務と責任」に応じて決定  
 ※本市の場合は、上記「一般行政職の級別職員数」のとおり

### ②均衡の原則

給与は「生計費」「国・地方公共団体の職員の給与」「民間事業従事者の給与」などを考慮し決定

### ③条例主義

給与額・勤務時間・その他の勤務条件は、住民の代表である議会の議決を経て、条例で定める

いずれも平成29年4月1日現在の状況です。

### 退職手当

区分(一部)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~30%加算	
1人あたり平均支給額	13,667千円	20,717千円

#### 注意

- 退職手当の支給割合は市と国とで同じでした。
- 「1人あたりの平均支給額」は、平成28年度に本市を退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- 「勸奨」とは、高齢職員などに対し、職員の新陳代謝の促進および人事の刷新などを図るため、勇退を勸奨し、これに応じて退職した場合をいいます。

### 職員手当 ※ [ ] は国の基準

手当の種類	内容		
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 10,000円</li> <li>●扶養親族1人につき 8,000円、父母等 6,500円</li> <li>●満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子への加算1人につき 5,000円</li> </ul>		
地域手当	(給料+扶養手当+管理職手当) × 6% 平成28年度1人あたり平均支給年額 260,179円		
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政策監 85,000円</li> <li>●部長 60,000円~80,000円</li> <li>●次長 50,000円~60,000円</li> <li>●課長 45,000円~55,000円</li> <li>●課長代理 30,000円~40,000円</li> </ul>		
通勤手当	交通機関利用者	月額55,000円を限度とし全額支給 ※支給方法は6ヵ月定期券などの価額を一括支給	
	交通用具利用者	用具に応じ28,500円 [28,500円] を上限として支給	
住居手当	借家	月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に27,000円 [27,000円] を上限として支給	
	持家	支給なし [支給なし]	
時間外勤務手当	管理職を除く職員対象 平成28年度支給総額 99,536千円 (1人あたり平均支給年額 324千円)		
特殊勤務手当	平成25年4月1日~廃止		
期末・勤勉手当	支給時期		市
	平成28年度	6月期	2.025月分
		12月期	2.275月分
	平成29年度	6月期	2.075月分
職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり			

### 平均給料月額

区分		平均給料月額	平均年齢
一般行政職	市	338,138円	48.0歳
	国	330,531円	43.6歳
技能・労務職	市	322,951円	49.7歳
	国	286,833円	50.6歳

### 経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	239,808円	263,808円	277,920円
	高校卒	220,128円	245,280円	267,840円
技能・労務職	高校卒	220,128円	245,280円	267,840円

※経験年数とは、採用後の年数（卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合）です。

### 一般行政職の初任給

区分		初任給
大学卒	市	179,136円
	国	178,200円
高校卒	市	151,008円
	国	146,100円

### 特別職の報酬等

区分	給料月額 (減額措置後)	期末手当の支給割合
給料	市長 (516,000円*1)	平成28年度 6月期 2.025月分 12月期 2.275月分 平成29年度 6月期 2.075月分
	副市長 (481,000円*1)	
	教育長 (462,000円*1)	
	水道事業 管理者 (448,000円*1)	
報酬	議長 (558,000円*2)	平成28年度 6月期 2.025月分 12月期 2.275月分 平成29年度 6月期 2.075月分
	副議長 (522,000円*2)	
	議員 (495,000円*2)	

\*1…平成23年6月~平成32年3月の支給額  
\*2…平成27年4月~平成30年5月の支給額